

平成29年度融資制度一覧表(広島県制度)

平成29年4月1日現在

制度名		融資条件							融資手続				備考	
資金名	細分類	対象者	用途	限度額(千円)	期間(据置)	貸付利率(%:保証付) 固定	保証料率	返済方法	担保	信用保証	申込先	取扱金融機関		
小規模融資	小口資金	小規模事業者(従業員20名以下(商業・サービス業は5名[宿泊業・娯楽業は20名]以下))等がかつ協会の小口零細企業保証の対象となる者	運転設備	小規模事業者等 12,500	10年(6月)	1.3%	0.40~1.33%	所定の方法	原則無担保	すべて保証付	金融機関	融資申込書 既保証含め12,500の範囲		
	無担保資金	担保の提供が困難な小規模事業者(従業員20名以下(商業・サービス業は5名[宿泊業・娯楽業は20名]以下))	運転設備		10年(6月)	1.3%	0.40~1.33%	所定の方法	無担保	すべて保証付	金融機関	融資申込書 既保証含め80,000の範囲		
経営安定融資	一般資金	長期資金	中小企業者又は組合等	1年超 中小企業 70,000 組合等 80,000 (転貸設備) 50,000	10年(1年)	1.8%	0.45~1.90%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	協会 金融機関	商工中金 広島・中国・山口・ 山陰合同・鳥取・伊 予・四国・西日本シ ティ・百十四・みず ほもみじ・西京・愛 媛・香川・トマト 各信用金庫 各信用組合		
		短期資金	中小企業者又は組合等	1年以下 中小企業 20,000 組合等 40,000	運転1年	1.8%	0.45~1.90%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	協会 金融機関			
	流動資産担保資金	売掛債権又は棚卸資産を有する中小企業者	運転設備	中小企業 30,000	1年	1.8%	0.68%	一括払	売掛債権又は 棚卸資産	すべて保証付	協会 金融機関			
緊急対応融資	セーフティネット資金(国指定)		特定中小企業者(国指定:1~4号、6号)の認定を受け、かつ一定の資格を有する中小企業者又は組合等	運転 (災害のみ設備含)	中小企業 80,000 組合等 160,000	運転10年(1年) 設備10年(3年)	1.1%	0.70%	所定の方法	所定の方法	すべて保証付	市町 協会 金融機関	市町長の認定書	
	倒産防止等資金(県指定)		県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定した災害によって影響を受けている中小企業者又は組合等	運転 (災害のみ設備含)	中小企業 40,000 組合等 80,000	運転10年(1年) 設備10年(3年)	1.1%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	市町 協会 金融機関	市町長の罹災証明	
	緊急経営基盤強化資金	緊急経営基盤強化資金	・経済環境の変化により、売上高の減少や経常赤字あるいは売上総利益率等の減少が生じたが、概ね3年後には経営悪化前の業況に回復する見込みのある者	運転	中小企業 40,000 組合等 40,000	運転10年(1年)	1.1%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関	事業概要(様式有)	
		企業再建資金	・経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体の推薦を受けた者	運転		運転10年(1年)	1.1%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	すべて保証付	商工会等 中小企業再生 支援協議会	商工会等の推薦書(様式有)	
	借換資金	震災緊急特例での借換	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ県費預託融資の借入残高がある者※借換対象に県費預託融資制度が含まれること	運転 (債務返済資金を含む)	中小企業 50,000 組合等 50,000 ※ただし真水部分は 中小企業 40,000 組合等 40,000	運転10年(1年)	1.1%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	すべて保証付	金融機関	〃	経営改善計画(様式有)他
			特別資金	緊急対応が必要であるとして知事が認めた者	運転設備	知事が別に定める額	知事が別に定める期間	知事が別に定める利率	知事が別に定める料率	所定の方法	所定の方法	原則保証付	協会 金融機関	都度指定
	経営改善支援特別資金	経営改善等に取り組む者で、経営改善等の見込みがあるとして、経営支援機関等から推薦を受けた者	運転 (債務返済資金を含む) 設備	中小企業 80,000 組合等 80,000 ※ただし真水部分は 中小企業 40,000 組合等 40,000	運転10年(1年) 設備10年(1年)	3.0%	0.40~1.33%	均等分割払	必要に応じ	すべて保証付	商工会議所等 金融機関	経営支援機関等の推薦書他		
産業支援融資	創業支援資金	中小企業新事業活動促進法に定める創業者又は新規中小企業者並びに産業競争力強化法に定める創業者又は中小企業者	運転設備	中小企業 25,000	運転10年(1年) 設備10年(1年)	運転設備 1.1% 0.5%	0.70%	原則分割払	無担保	すべて保証付	協会 金融機関	創業前は創業・再挑戦計画書		
		産業競争力強化法に定める創業者又は中小企業者であって、過去に廃業経験を有する者	運転設備	中小企業 10,000 (創業支援資金の内数)							協会 金融機関	創業・再挑戦計画書 資格要件申告書		
	事業活動支援資金	次のいずれかの事業を行おうとする中小企業者又は組合等 ①「経営革新計画」の承認又は「経営力向上計画」の認定を受けて行う事業 ②事業転換、多角化により新分野に進出するため行う事業 ③中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて行う事業 ④県内公的産業団地への新規進出 ⑤「企業立地計画」、「事業高度化計画」につき県の承認を受けて行う事業 ⑥事業承継に関する主務大臣の認定を受けた者 ⑦ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により評価書の発行を受けた者	運転設備	中小企業 200,000 組合等 200,000 (運転資金は60,000)	運転10年(3年) 設備15年(3年)	運転設備 1.3% 0.7%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関	〃 県知事の承諾書 評価書		
		新成長分野支援資金	成長分野(医療・健康・環境・エネルギー・観光関連産業)の事業を行う中小企業者で、事業拡大等を行う者	運転設備	中小企業 200,000 (運転資金は60,000)	運転10年(3年) 設備15年(3年)	運転設備 1.3% 0.7%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関	県知事の承諾書	
労働支援融資	雇用促進支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 ①新たに正社員を雇用(非正社員の正社員への転換を含む。)するもの ②新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用するもの ③障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設等の設置、改善を行うもの	運転設備	中小企業 70,000	運転10年(1年) 設備10年(3年)	運転設備 1.3% 0.7%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関	県知事の承諾書		
	仕事と家庭の両立支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ①次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、かつ広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し、次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者 イ 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録し、男性労働者が育児休業等を5日以上連続して取得した又は取得する予定の者 ウ 両立支援企業登録制度に「仕事と介護の両立支援の取組」に登録したもののうち ・仕事と介護の両立支援を推進するための事業を行う者 ・労働者が介護休業等を31日以上取得した又は取得する予定の者 ②女性活躍促進法の一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者	運転設備	中小企業 70,000 組合等 70,000	運転10年(1年) 設備10年(3年)	運転設備 1.3% 0.7%	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関	〃 県知事の承諾書		
無担保スピード融資		一定の資格要件を有する金融機関の推薦する中小企業者	運転 簡易な設備	中小企業 30,000 (原則、直近決算平均月商 の3ヶ月以内)	運転7年(6月)	金融機関所定 (4.0%以下)	0.45~1.90%	一括払 分割払	無担保	すべて保証付	金融機関	鳥取銀行、朝銀西信 用組合を除き上記と 同じ	事前照会制 推薦書	